

代替養育を必要とする児童数の見込み

3 全てのこども、若者やその家庭を対象とした
良好な成育環境の確保

(5) 社会的養育の推進

各施策の具体的な取組を検討するにあたり、数値目標の基礎となる里親、ファミリーホーム、乳児院及び児童養護施設で養育が必要な「代替養育を必要とする児童数の見込み」について、算出します。

1：児童の人口推計(計画見直し時における修正)

児童数の見込みは、「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)により5年ごとに推計します。平成27年の国勢調査の各年齢別の人口割合から年齢区分別に算出しました。そこで、令和5年時において各児童数の見込みを人口推計から見直すと、人口減少の想定が当初より大きいことから、児童数の見込みにも反映されることになります。計画策定時には10年間で約14,000人が減少することが見込まれましたが、最新の見通しでは10年間でおよそ40,000人が減少することになります。

● 児童人口推計(計画見直し時における修正)

区 分	実 績				推 計		
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R9年度	R11年度
3歳未満	17,481人	16,920人	16,360人	15,779人	14,677人	14,275人	13,873人
3歳～就学前	27,147人	26,341人	25,535人	24,729人	23,118人	22,049人	20,981人
学童期以降	86,116人	84,520人	82,924人	81,328人	78,136人	74,349人	70,561人
計	130,774人	127,781人	124,819人	121,856人	115,931人	110,673人	105,415人

2：代替養育を必要とする児童数の見込み

各施策の具体的な取組を推進する上で基礎となる、計画期間中の「代替養育を必要とする児童数」を算出します。算出方法は以下のとおりです。

$$\text{代替養育を必要とする児童数} = \text{児童人口推計} \times \text{代替養育を必要となる割合}$$

(1) 代替養育が必要となる割合

当初計画時には、平成31年3月末時点の児童人口に対して割合0.310%を採用しましたが、令和4年度末の児童数は313人。児童人口の減少及び児童養護施設等の小規模化に伴い減少傾向にあります。これを加味すると、令和4年度末時点の代替養育に必要となる割合は、0.250%となります。

● 現に代替養育を必要とする児童数の児童人口に対する割合

	H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
児童人口(18歳未満)	138,204人	130,774人	127,781人	124,819人	121,856人
代替養育児童数	429人	336人	319人	313人	304人
乳児院	35人	27人	29人	25人	15人
児童養護施設	317人	239人	226人	220人	217人
里親	54人	45人	44人	49人	51人
ファミリーホーム	23人	25人	20人	19人	21人
現に代替養育を必要とする児童数の割合	0.310%	0.251%	0.249%	0.250%	0.249%

(2) 新規入所措置等児童や一時保護児童数の状況

前回計画時、虐待相談対応件数の近年の増加を踏まえ、新規入所措置等児童数と一時保護児童数の状況や伸び率は、今後の代替養育が必要となる割合に影響を及ぼすと考えていましたが、予防的支援、家庭復帰の浸透により、虐待件数の伸びほど新規入所措置児童数は増えていません。これら令和4年までの実績を鑑みても、直接の相関関係にないことは明らかです。よって今回見直しにおいてはこれを加味することは見送ることとします。

● 新規入所措置等児童数及び一時保護児童数の推移

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
新規入所措置等児童数	107人	132人	130人	99人	160人	142人	139人	121人	121人	85人	103人	77人	99人	99人	115人
一時保護児童数	202人	294人	316人	294人	314人	333人	339人	276人	344人	291人	304人	318人	328人	400人	450人

(3) 代替養育を必要とする児童数の見込み

上記の数値をもとに、代替養育を必要とする児童数を見込みました。代替養育を必要とする児童数は児童人口の減少に大きく影響を受けることは明らかで、その見込みは児童人口に応じ減少していくことが見込まれます。

● 代替養育を必要とする児童数の見込み(令和7年3月計画見直し時)

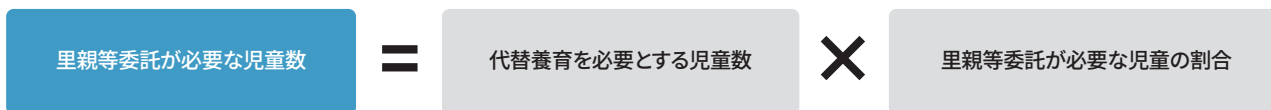
	実績			推計		
	H28年度	H30年度	R2年度	R7年度	R9年度	R11年度
児童人口①	143,372人	138,204人	135,297人	115,931人	110,673人	105,415人
代替養育割合②	0.270%	0.310%	0.277%	0.250%	0.250%	0.250%
潜在的需要③	—	—	—	—	—	—
代替養育を必要とする児童数の見込み (①×②×③)	387人	429人	329人	297人	277人	264人

● 代替養育を必要とする児童数の見込み(年齢区分別)

区分	R2年度	R7年度 (1年目)	R9年度 (3年目)	R11年度 (5年目)
全体	329人	297人	277人	264人
3歳未満	26人	25人	23人	22人
3歳以上就学前	65人	58人	54人	51人
学童期以降	238人	214人	200人	191人

3：里親等委託が必要な児童数の見込み

里親等委託が必要な児童数の算出方法は以下のとおりです。



(1) 前回計画時の里親等委託が必要な児童の割合の算定について

前回計画時、家庭養育優先原則を十分踏まえたアセスメントの結果によって、児童の最善の利益の観点から個々の児童に対する措置が行われるものであって、里親等委託の推進のために機械的に措置が行われるべきではないとの観点から、平成29年度、平成30年度の2年間に乳児院、児童養護施設に新規入所措置された児童について、児童に必要な支援内容に着目した場合の措置先として里親等、乳児院、児童養護施設が最も望ましい養育環境であると考えられたケースをもとに里親等委託が必要な児童の割合を算出し、31.5%（3歳未満：50%、3歳以上就学前：33.3%、学童期以降28.4%）としました。それを、平成30年度において現に代替養育を必要とする児童数である429人に置換えた上で、里親等委託が必要な児童の割合を算出し、44.1%（3歳未満：50%、3歳以上就学前：33.3%、学童期以降28.4%）としました。

(2) 今回見直しにおける里親等委託が必要な割合の算定について

今回の見直しに当たっては、令和6年3月12日付けこ支家第125号こども家庭庁支援局長通知「都道府県社会的養育推進計画」の策定についてにおいて「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」が定められ、国の目標値「乳幼児の里親等委託率75%以上、学童期以降の里親等委託率50%以上」を達成するよう、全ての都道府県において、乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の里親等委託率となるよう、数値目標と達成期限を設定することとされました。これに基づき本県の里親等委託率の目標を変更します。なお、従来の目標値は下段になります。ただし、児童の措置は、児童の最善の利益の観点から個々の児童に対する措置が行われるものであって、里親等委託の推進のために機械的に措置が行われるべきではないとの観点は前回計画策定時から引き続き維持します。

● A里親等委託等が必要な割合(国の目標値)

国 目 標 値	区 分	R4年度 (実績)	R7年度 (1年目)	R9年度 (3年目)	R11年度 (5年目)
	全 体	21.7%	28.3%	43.2%	56.9%
	3歳未満	11.1%	23.3%	50.7%	75.0%
	3歳以上就学前	28.8%	37.6%	57.4%	75.0%
	学童期以降	20.5%	26.1%	38.8%	50.0%

● B里親等委託等が必要な割合(従来の目標値)

従 来 値	区 分	H30年度 (実績)	R7年度 (1年目)	R9年度 (3年目)	R11年度 (5年目)
	全 体	17.9%	33.6%	38.9%	44.1%
	3歳未満	8.3%	36.7%	46.1%	55.6%
	3歳以上就学前	19.0%	35.4%	40.9%	46.4%
	学童期以降	18.8%	32.8%	37.4%	42.1%

(3) 里親等委託が必要な児童数の見込み

(2)で設定した里親等委託率の目標値により、里親等委託が必要な児童数の見込みを算出します。

● A里親等委託等が必要な児童数の見込み(国の目標値)

国 目 標 値	区 分	R7年度 (1年目)	R9年度 (3年目)	R11年度 (5年目)
	全 体	78人	118人	168人
	3歳未満	5人	11人	16人
	3歳～就学前	20人	30人	38人
学童期以降	53人	77人	114人	

● B里親等委託等が必要な児童数の見込み(従来目標値)

従 来 値	区 分	R7年度 (1年目)	R9年度 (3年目)	R11年度 (5年目)
	全 体	93人	107人	116人
	3歳未満	8人	10人	12人
	3歳～就学前	19人	22人	23人
学童期以降	66人	75人	81人	

(4) 施設で養育が必要な児童数の見込み

施設で養育が必要な児童数の見込みは、代替養育を必要とする児童数の見込みから里親等委託が必要な児童数の見込みを減じて算出します。

● A施設で養育が必要な児童数の見込み(里親等委託率を国の目標値とした場合)

国 目 標 値	区 分	R7年度 (1年目)	R9年度 (3年目)	R11年度 (5年目)
	全 体	199人	159人	96人
	3歳未満	18人	12人	6人
	3歳以上就学前	34人	24人	13人
学童期以降	147人	123人	80人	

● B施設で養育が必要な児童数の見込み(里親等委託率を従来目標値とした場合)

従 来 値	区 分	R7年度 (1年目)	R9年度 (3年目)	R11年度 (5年目)
	全 体	184人	170人	148人
	3歳未満	15人	13人	10人
	3歳以上就学前	35人	32人	28人
学童期以降	134人	125人	110人	

代替養育を必要とする児童のパーマネンシー保障に向けた取組

児童相談所が関与する 特別養子縁組成立件数	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	5	1	0	0	1

里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

● 必要とされる里親・ファミリーホーム数

登録里親数等の推移	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
登録里親数①	138世帯	165世帯	176世帯	187世帯	200世帯
委託里親数②	38世帯	38世帯	38世帯	39世帯	44世帯
代替養育児童数③	340人	336人	319人	313人	304人
委託児童数④	63人	70人	64人	68人	72人
里親	44人	45人	44人	49人	51人
ファミリーホーム	19人	25人	20人	19人	21人
受託率②／①	27.5%	23.0%	21.6%	20.9%	22.0%
里親等委託率④／③	18.6%	20.8%	20.1%	21.7%	23.7%

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
養育里親数	129世帯	158世帯	170世帯	180世帯	192世帯
専門里親数	16人	16人	16人	18人	17人
親族里親数	5世帯	7世帯	6世帯	7世帯	8世帯

令和5年3月末時点で里親登録している200世帯のうち実際に委託を受けている世帯は37世帯、受託率は18.5%となっており年々減少しています。今後、里親に対する研修やトレーニングにより受託率を向上する必要があります。全国における平均受託率はおおよそ30%ではありますので、受託率を令和11年度に30%まで上昇させることを目標とします。

また、全国における、令和5年度末における里親1世帯当たりの平均受託児童数は1.3人となっており、このことを踏まえて必要とされる里親数を算出します。

令和11年度において、里親等委託児童数は国目標値による算定の場合、168人と見込んでいます。本県では7カ所のファミリーホームに児童を委託しており、定員における入居率は50%ほどで推移していますが、最終的には、75%程度入居率を達成できると見込み、ファミリーホームの定員42人の75%を168人から減じた、136人を里親へ委託することになります。また、1世帯あたりの委託児童数は1.3人となるため、最低必要な里親数は105世帯(136世帯/1.3)となります。令和11年度の受託率の目標値は30%のため、里親等委託率の目標値を達成するためには350世帯(105世帯/0.3)の登録里親数が必要です。

● A必要とされる里親数(国の目標値による算定)

国 目 標 値	区 分	R4年度 (実績)	R7年度 (1年目)	R9年度 (3年目)	R11年度 (5年目)
	必要とされる登録里親数 (③/②)/①	187世帯	220世帯	268世帯	350世帯
	登録里親数	34世帯	44世帯	67世帯	105世帯
	受託率①	18.2%	20.0%	25.0%	30.0%
	1世帯当たりの委託児童数② (ファミリーホーム除く)	1.3人	1.3人	1.3人	1.3人
	委託児童数	68人	77人	118人	168人
	里親③	49人	57人	86人	136人
ファミリーホーム	19人	20人	32人	32人	

● B必要とされる里親数(従来目標値による算定)

従 来 値	区 分	R4年度 (実績)	R7年度 (1年目)	R9年度 (3年目)	R11年度 (5年目)
	必要とされる登録里親数 (③/②)/①	187世帯	220世帯	240世帯	246世帯
	登録里親数	34世帯	44世帯	60世帯	74世帯
	受託率①	18.2%	20.0%	25.0%	30.0%
	1世帯当たりの委託児童数② (ファミリーホーム除く)	1.3人	1.3人	1.3人	1.3人
	委託児童数	68人	77人	97人	116人
	里親③	49人	57人	77人	95人
ファミリーホーム	19人	20人	20人	21人	

施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

● 児童養護施設及び乳児院の定員の推移

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
児童養護施設定員	375人	375人	286人	286人	264人
暫定定員	335人	335人	277人	271人	263人
乳児院定員	40人	40人	40人	40人	40人
暫定定員	40人	40人	40人	40人	40人
入所児童数 (児童養護施設、乳児院)	304人	282人	275人	257人	246人

● 児童養護施設及び乳児院における小規模グループケアの推移

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
児童養護施設定員	375人	375人	286人	286人	264人
小規模グループケア①	120人	132人	168人	174人	198人
分園	20人	26人	126人	38人	38人
地域小規模	12人	12人	12人	12人	18人
乳児院定員	40人	40人	40人	40人	40人
小規模グループケア②	11人	11人	11人	11人	11人
総定員(児童養護施設、乳児院)③	415人	415人	326人	326人	304人
小規模化率(①+②)／③	31.6%	34.5%	54.9%	56.7%	68.8%

社会的養護自立支援の推進に向けた取組

● 15歳以上の児童の措置解除理由(令和5年度実績)

	措置解除				
	家庭復帰	就職	進学	自立支援	その他
児童養護施設	3	15	5	4	2
里親	—	—	—	—	3
ファミリーホーム	—	—	—	—	1

児童相談所、一時保護所の体制強化

一時保護改革に向けた取組

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
年間一時保護実人数	304人	318人	328人	400人	450人
一時保護所での平均在所日数	31.3日	27.5日	23.5日	23.8日	25.2日